

ID: 42

担当部署: 上下水道課

処分の概要	都市下水路への物件設置の許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第29条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第29条第1項及び第2項の規定による。 (行為の制限等)</p> <p>第29条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(2) 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>2 都市下水路管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日